

地域主権改革について

地域主権戦略会議 名簿

議長	鳩山由紀夫	内閣総理大臣
副議長	原口 一博	内閣府特命担当大臣（地域主権推進）
構成員	菅 直人	副総理兼財務大臣
	平野 博文	内閣官房長官
	仙谷 由人	国家戦略担当大臣
	枝野 幸男	内閣府特命担当大臣（行政刷新）
	上田 清司	埼玉県知事
	北川 正恭	早稲田大学大学院公共経営研究科教授
	北橋 健治	北九州市長
	小早川光郎	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	神野 直彦	関西学院大学人間福祉学部教授
	橋下 徹	大阪府知事
	前田 正子	財団法人横浜市国際交流協会理事長

課題別担当主査の指名について

平成22年3月3日
地域主権戦略会議

【趣旨】

地域主権戦略会議の議論を円滑かつ迅速に進めるため、地域主権改革に資する各種検討課題のうち、特に喫緊かつ重要と考えられるものについて担当の主査を指名し、各課題の論点を抽出・整理することとする。

※地域主権戦略会議の場で、引き続き実質的な議論を行う。

【検討課題と担当主査】

検討課題	担当主査 (敬称略)	備考
[義務付け・枠付け等] 義務付け・枠付けの見直し	小早川光郎	・ 地方政府基本法(地方自治法の抜本見直し)について地方行財政検討会議と連携
[基礎自治体等] 基礎自治体への権限移譲	前田正子	・ 緑の分権改革について緑の分権改革推進本部と連携
[一括交付金化等] ひもつき補助金の一括交付金化	神野直彦	・ 直轄事業負担金について関係政務官WTと連携
[出先機関等] <u>出先機関の抜本的改革</u>	<u>北川正恭</u>	・ 行政刷新会議との役割を調整 ・ 自治体間連携

【運営方針】

- ・ 地域主権戦略会議の有識者構成員の中から、課題別担当主査を選定
- ・ 検討協力者の人選を含め、運営方法については、各担当主査が検討
- ・ 検討内容を整理し、地域主権戦略会議に資料として提出

出先機関の抜本的改革に向けた当面の検討の進め方（案）

	担当主査	地域主権戦略会議
3月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> ・ 出先機関改革の基本的考え方の検討に向けた論点整理① </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 3日 第2回戦略会議 ・ 今後の進め方 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 戦略会議 </div>
4月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> ・ 基本的考え方の検討に向けた論点整理② </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ・ 基本的考え方の検討に向けた論点整理③ </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 戦略会議 ・ 論点の報告+意見交換 </div>
5月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> ・ 出先機関改革の基本的考え方について（本会議の意見も踏まえた論点整理と骨子） </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ・ 出先機関改革の基本的考え方について（素案） </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 戦略会議 ・ 出先機関改革の集中審議（基本的考え方の論点整理） ・ 地域主権戦略大綱について（骨子） </div>
6月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ・ 出先機関改革の基本的考え方について（原案） </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 戦略会議 ・ 地域主権戦略大綱について（素案） </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 戦略会議 ・ 地域主権戦略大綱について（原案） </div>

（注）上記はイメージであり、今後の進展により変更があり得る。

全国知事会 国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム構成員名簿

都道府県名	知事名	備考
埼玉県	上田 清司	リーダー
北海道	高橋 はるみ	
宮城県	村井 嘉浩	
東京都	石原 慎太郎	
静岡県	川勝 平太	
石川県	谷本 正憲	
大阪府	橋下 徹	
香川県	真鍋 武紀	
佐賀県	古川 康	サブリーダー
沖縄県	仲井眞 弘多	

国の出先機関の原則廃止に向けて
中間報告

(抄)

平成22年 3月23日

全国知事会

国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム

I 中間報告にあたって

《中間報告の取りまとめ》

国の出先機関原則廃止プロジェクトチームは平成21年11月17日の発足以来、会議を重ねてきた。

この間、国の出先機関原則廃止の基本的な考え方や、個々の国の出先機関の事務仕分けなどについて協議してきた。

今般、検討対象とした国の出先機関について本プロジェクトチームの議論が一巡した。

そこで、これまでの協議の概要を取りまとめるとともに、最終報告に向けて更に検討を深めるべき課題を整理した。

《取りまとめの考え方》

中間報告では国と地方の役割を明確にするとの考え方から、事務の仕分け（地方に移管すべき、廃止・民営化等すべき、国に残すべき）を中心にとりまとめを行った。

仕分けに当たっては 国に残す事務を極限し地方に出来ることは地方に移管するとの基本的な考え方に基づいて、本プロジェクトチームとしての現段階における方向性を示した。

一方で、受け入れ体制等と密接に関連する仕分けや真に地方が担うべきか否か議論の余地がある仕分けについては、その課題を明示した上で、今後より掘り下げた検討を行うこととした。

《中間報告後の対応》

最終報告に向けて中間報告段階で明らかになった課題についてさらに検討を進めるとともに、移管事務の受入体制、国から地方への財源移譲、国から地方への人材移管についての考え方を明確にしていく。

また政府の地域主権戦略会議においても、国の出先機関原則廃止に関する基本的な考え方や論点についての協議がスタートし、今夏にはそれらを盛り込んだ地域主権戦略大綱が取りまとめられる。

こうした動きに対し地方としての意見を政府の議論に的確に反映するため、本中間報告を地域主権戦略会議における調査審議のスタートラインとしていただくとともに、全国知事会としての最終報告までの間においても、地域主権戦略大綱の取りまとめに向けた議論に対し積極的に働きかけていく。

IV 検討対象とした機関及び事務の考え方

1 対象機関の考え方

平成 19 年 5 月 25 日の経済財政諮問会議において民間有識者委員が提出した「国の出先機関の大胆な見直し」の中で「地方に移譲可能な事務」を行っている機関として 8 府省（15 系統）17 機関が取りあげられた。

その後、地方分権改革推進委員会の第 2 次勧告（平成 20 年 12 月 8 日）及び全国知事会の「国の地方支分部局（国の出先機関）の見直しの具体的方策（提言）」（平成 20 年 2 月 8 日）においてもこれらの機関を検討の対象とした。

そこで本プロジェクトチームにおいても、こうした経緯を踏まえつつ、これら以外の出先機関についても視野に入れながら、下記の 8 府省 15 系統の出先機関を検討の対象とすることとした。

【検討対象とした 8 府省 15 系統の出先機関】

府 省	出 先 機 関
内 閣 府	沖縄総合事務局
総 務 省	総合通信局
法 務 省	法務局・地方法務局
厚生労働省	地方厚生局 都道府県労働局（労働基準監督署、公共職業安定所含む） 中央労働委員会地方事務所
農林水産省	地方農政局 森林管理局 漁業調整事務所
経済産業省	経済産業局
国土交通省	地方整備局 北海道開発局 地方運輸局 地方航空局
環 境 省	地方環境事務所

2 対象事務の考え方

国の出先機関の事務については、地方分権改革推進委員会が平成 19 年 10 月に各府省に対して調査を実施し、その後これを基礎として全国知事会及び地方分権改革推進委員会がそれぞれ提言や第 2 次勧告を取りまとめた経緯がある。

そこで本プロジェクトチームにおいても、このような成果を踏まえて対象事務を抽出し、あわせて本プロジェクトチームとしてのこれまでの検討の成果も加えながら対象事務を 528 事務と整理した。

* 事務数取りまとめの経緯

- ① 地方分権改革推進委員会が省庁に調査（平成 19 年 10 月）
- ② ①を基礎に全国知事会が提言（平成 20 年 2 月）
- ③ ①を基礎に同委員会が取りまとめ（平成 20 年 9 月）→ 408 事務
- ④ ②及び③を基礎に本 P T で精査（平成 22 年 3 月）→ 528 事務

V 国の出先機関の事務の仕分け

1 共通事項の考え方

各機関の仕分けに当たって共通する事項に対する考え方は、以下のとおりとする。

(1) 企画立案の事務

事務の移管に伴い、その事務の執行にかかる事業計画の策定など企画立案機能は地方に移管する。本省所管の事務であっても、地方へ移管される事務に関わる企画立案部分（例えば、インフラ整備に係る全国計画）は不要又は地方に移管すべきである。

全国統一性を確保するための基準の設定や制度設計等の事務は、一旦は国に残すこととし、そのうち地方に重要な影響を与えるものは、別途「義務付け・枠付けの見直し」の問題等として、国・地方で十分に協議することとする。

《直轄国道の例》

直轄国道にかかる諸計画（社会資本整備重点計画、道路網整備計画など）のうち、ブロック単位等の計画策定機能は直轄道路の移管に伴い当然に地方に移管する。

《労働行政の例》

職業安定行政、労働基準行政、労働保険行政について、現在厚生労働省（本省）で定めている全国統一的な基準（失業保険の認定基準、労働条件に関する基準、労働災害保険の認定基準、保険料等）の設定は国に残すが、その他の企画立案機能は地方に移管すべきである。

(2) 補助金給付事務、地方指導事務

事務の地方移管に伴いそれに見合う税財源を当然に地方に移管すること及び地方に対する関与をできるだけ縮小する観点から、補助金給付事務及び地方指導事務は「廃止」として整理する。

(3) 各種国家試験及び統計調査の実施事務

各種国家試験及び統計調査の企画等の事務は本省において行うこととし、その実施に関する事務については「民営化等」として整理する。

例) 医師国家試験の実施、歯科医師国家試験の実施、司法書士試験の実施
農林統計調査の実施、賃金構造基本統計調査の実施、生産動態統計調査の実施

(4) 都道府県労働局

《仕分け結果の概況》

全ての事務を地方に移管することが可能である（廃止等する事務を除く）。
 職業安定、労働保険、労働基準等の労働行政及び職業訓練は、地域の雇用・就労ニーズに応じた一元的、総合的な対応が可能な地方に移管する。
 国（本省）の役割は労働保険や労働基準などの全国統一的な基準の設定に限定する。

【事務・権限の仕分けの結果（22事務）】

A 地方移管する事務（20事務）

- ・ 職業安定法に基づき公共職業安定所が行う無料職業紹介事業
 - ・ 労働基準、労働者の保護などに関する指揮監督
 - ・ 個別労働関係紛争の解決の促進に関すること
 - ・ 労働保険の認定・給付及び労働保険料等の徴収
- など

B 廃止・民営化等する事務（2事務）

- ・ 賃金その他の労働条件及び労働者生計費に関する統計調査の実施
- など

C 国に残す事務（0事務）

《仕分けに当たっての考え方》

労働基準行政については、全国一律的に運用するため国に残す事務にすべきとの考え方もあるが、国が全国統一的な基準を定め、その基準に基づき地方が事務所指導や司法警察の事務等を実施すべきとの考え方で地方に移管する事務に仕分けしている。

《事務・権限数で見た仕分けの現況》

	地方	廃止等
平成 20 年	(20)	(2)
全国知事会提言	(17)	(0)

〔地方分権改革推進委員会第2次勧告(本文)〕
 ○ 下記のとおり事務・権限の見直しを行い、現行の組織を廃止して、ブロック機関に集約し、地方厚生局と統合する。
 ○ 労働基準監督署及びハローワーク(公共職業安定所)は、ブロック機関の下に置く。

都道府県労働局

事務・権限	仕 分 け										備 考 (国の出先機関 原則廃止PT)
	国の出先機関 原則廃止PT			全国知事会提言 (H20.2.8)			地方分権改革推進委 員会第2次勧告 (H20.12.8)				
	地方	廃止 ・ 民営	備	地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国		
総務部等	1	内部管理事務	○			○				-	
	2	総合的な施策の企画	○			○				-	
	3	個別労働関係紛争の解決の促進に関する事(相談、助言・指導、紛争調整委員会によるあっせんの事務)	○			○				○	
	4	労働保険の保険関係の成立・消滅及び労働保険料等の徴収・経理	○			○				-	
	5	労働保険事務組合の業務に係る監督	○			○				-	
	6	労働基準監督署・公共職業安定所の指揮監督	○			-				-	
労働基準部	7	労働条件、労働者の保護などに関する監督等	○			○				-	
	8	労働基準監督官が司法警察員として行う捜査等	○			○				-	
	9	社会保険労務士に関する監督等	○			○				-	
	10	労働者災害補償保険法に基づく労災保険の認定・給付等	○			○				-	
	11	賞金その他の労働条件及び労働者生計費に関する統計調査の実施・賞金構造基本統計調査		○		-				○	
	12	労働基準監督署の指揮監督	○			-				-	
職業安定部等	13	国以外の者が行う職業紹介事業、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の監督	○			○				-	
	14	同上(地方自治体が行う無料職業紹介事業の監督)		○		○				○	
	15	職業安定法に基づき公共職業安定所が行う無料職業紹介事業	○			○				-	
	16	各種法令に基づく事業主への指導権限(報告徴収・助言・指導・命令・勧告) ・雇用対策法 ・高齢者雇用安定法 ・障害者雇用促進法 等	○			○				-	
	17	雇用対策に係る事業主に対する助成	○			○				-	
	18	雇用保険法に基づく雇用保険の適用・認定・給付等	○			○			○		
雇用均等室	19	公共職業安定所の指揮監督	○			-			○		
	20	各種法令に基づく事業主への指導権限(報告徴収・助言・指導・勧告) ・男女雇用機会均等法 ・育児・介護休業法 ・次世代育成支援対策推進法 ・パートタイム労働法	○			○				-	
	21	紛争の解決に関する事(男女雇用機会均等法、パートタイム労働法に係る相談、助言・指導・勧告、紛争調整委員会による調停の事務)	○			-				-	
	22	両立支援に取り組む事業主への助成	○			○				-	
22	合計	20	2	0	17	0	0	2	1	2	

平成 21 年 2 月 5 日

厚生労働大臣
舩 添 要 一 殿

労働政策審議会
会 長 菅 野 和 夫

地方分権改革に関する意見

本審議会は、標記について、「労働政策審議会各分科会の地方分権改革推進委員会「第2次勧告」に関する見解」に基づく議論の結果、下記のとおり結論に達したので、厚生労働省設置法第9条第1項第3号の規定に基づき、意見を申し述べる。

貴職におかれては、下記を踏まえ、地方分権改革の推進に当たり、適切に対処されたい。

記

昨年12月8日、地方分権改革推進委員会は「第二次勧告」を公表し、将来的なハローワークの漸次縮小及び全面地方移管、都道府県労働局のブロック機関化及び地方厚生局との統合を行うべき旨を示した。

また、同月16日、地方分権改革推進委員会は決議を行い、ハローワークの全職員の地方移管について政府に具体化に向けた措置を求めることを明らかにした。

以上の点について、関係分科会における審議を踏まえた当審議会の意見は以下のとおりである。

1 ハローワークの縮小について

ハローワークは、憲法第27条に基づく勤労権を保障するため、ナショナルミニマムとしての職業紹介、雇用保険、雇用対策を全国ネットワークにより一体的に実施しており、障害者、母子家庭の母、年長フリーター、中高年齢者などの就職困難な人に対する雇用の最後のセーフティネットである。ハローワークの業務は、以下のような理由から、都道府県に移管することは適当でなく、国が責任をもって直接実施する必要があり、これは先進諸国における国際標準である。

① 都道府県域を超えた労働者の就職への対応や、都道府県域に限定されない企業の人

材確保ニーズへの対応を効果的・効率的に実施する必要があること。

- ② 雇用状況の悪化や大型倒産に対し、迅速・機動的な対応を行い、離職者の再就職を進め、失業率の急激な悪化を防ぐ必要があること。
- ③ 雇用保険については、雇用失業情勢が時期や地域等により大きく異なるため、保険集団を可能な限り大きくしてリスク分散を図らないと、保険制度として成り立たないこと。
- ④ 地方移管は我が国の批准するILO第88号条約に明白に違反すること。

したがって、国の様々な雇用対策の基盤であるハローワークは地方移管すべきでなく、引き続き、国による全国ネットワークのサービス推進体制を堅持すべきである。

なお、急速に悪化を続ける雇用情勢の下で、今まさに全国ネットワークのハローワークによる機動的かつ広域的な業務運営を通じた失業者の再就職の実現が強く求められているところであり、ハローワークの縮小や全面的な地方移管を論ずることは極めて不適切である。

一方、地方自治体が独自に地域の実情に応じた雇用対策をこれまで以上に積極的に進めることは望ましいことであり、国と地方自治体が一体となって、その地域における雇用対策を一層強化する必要がある。また、我が国のハローワークは主要先進国と比べても少ない組織・人員により効率的に運営しているところであるが、さらに、ハローワーク自身も雇用状況の変化に応じて、業務内容を適切に見直し、機能の強化や効率的な運営を心がけるべきである。

2 都道府県労働局のブロック機関化について

都道府県労働局では、雇用均等業務、個別労使紛争の調整、労働者派遣事業等への指導監督、助成金の審査、労働保険の適用・徴収、雇用対策に関する都道府県との調整、最低賃金の決定等の業務を自ら行っている。

雇用均等業務や個別労使紛争の調整、労働者派遣事業等の指導監督、助成金の審査、労働保険の適用・徴収等の業務においては、個々の労働者や事業主が直接労働局に相談に訪れたり、労働局から事業所を訪問して必要な調査や指導監督を行っており、労働局がブロック機関化されれば、労働者や事業主の利便性が大きく損なわれる、労働者の権利救済に甚大な影響を及ぼす、事業所の実態を踏まえた機動的な指導監督ができなくなる、行政運営が著しく非効率化するなどのおそれがある。

また、雇用対策の推進や最低賃金の決定等に当たっては、都道府県や都道府県単位で組織される労使団体と緊密な連携を図っているところ、労働局がブロック機関化されれば都道府県や労使団体との関係が疎遠になり、地域の実情を踏まえた実効ある雇用対策の推進や地域別最低賃金額の決定が困難になるおそれがある。

さらに、これらの業務を労働基準監督署又はハローワークに行わせることは、業務の性格の相違、司法警察権限の行使との関係、求人確保に与える影響、都道府県等との連携・協力を効果的に行う機能等を考えれば、なじまないと考える。

都道府県労働局のブロック機関化については、以上の問題点を十分踏まえ、労働者や事業主の利便性、労働者保護の実効性、機動的かつ効率的な行政運営を損なうことのないよう、慎重に検討すべきである。